

令和4年3月1日

お客さま各位

高鍋信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更に伴う普通預金の改定について

平素より高鍋信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更に伴い、普通預金規定を下記のとおり改定します。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年3月1日

2. 今回改定する預金規定

普通預金規定(普通預金無利息型を含む)

3. 改定事項

未利用口座管理手数料の適用範囲拡大

4. 普通預金規定の新旧対象表は、以下のとおりです。

改定前	改定後
「普通預金規定(普通預金無利息型を含む)」 (以下 中略)	「普通預金規定(普通預金無利息型を含む)」 (以下 中略)
12. 【手数料の取扱い】 (1) 未利用口座管理手数料 ①令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座(定期預金の担保設定がない総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。)は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。 (以下省略)	12. 【手数料の取扱い】 (1) 未利用口座管理手数料 ①令和5年4月1日より、普通預金口座(定期預金の担保設定がない総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。)は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。 (以下省略)

改定後の「普通預金規定(普通預金無利息型を含む)」は、当金庫ホームページの「預金規定のご案内」をご覧ください。

以上